

令和7年度事業計画

○ 基本方針

国民健康保険制度は、国民皆保険の構築、維持において相互扶助の精神のもとに地域医療の確保や地域住民の健康増進に大きく寄与してきた。

しかしながら、少子高齢化の進展や生活習慣病の増加、医療技術の高度化などに伴う医療費の増大に加え、勤労者皆保険の実現に向けた被用者保険の適用拡大による被保険者の減少など厳しい事業運営が続いている。

国においては、持続可能な社会保障制度の構築をめざした「全世代型社会保障改革」が進められており、給付と負担の見直しや、デジタル技術の進展に対応したサービス提供体制の改革等が推進されている。

審査支払機関に対しては、「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく業務改革として、国保総合システム更改後2年目を迎える保守運用費削減のため、国保総合システムの最適化を着実にを行うこと。

加えて、来年までに更改を予定している介護保険審査支払等システムや特定健診等データ管理システム等のクラウド化など、各システムの品質を確実に確保した上で円滑なシステム切り替えに向けた適切な対応が求められている。

このような状況の中、本会は令和5年度より「業務改革担当」を新たに配置して、業務プロセスの可視化・整理・見直しによる効率的な業務運営を目指し、業務改善(BPR)に取り組んでいる。さらに、今年度からはデジタル技術を活用した「RPA」を導入して、定型業務の自動化による処理精度・生産性の向上を図り、大幅な業務効率化を目指していく。

国保制度を取り巻く環境は非常に厳しい状況ではあるが、その変化に的確に対応し、国保制度をはじめ、後期高齢者医療事業、介護保険事業、障害者総合支援事業等の円滑な運営に貢献するとともに、保険者により寄与できる各業務の強化を図り、一層の信頼関係を構築する。

その実現のために令和7年度は次の各種事業を積極的に推進する。

○ 主な事業内容

1 診療報酬等審査支払事業

(1) 診療（調剤）報酬審査業務

① 診療報酬審査委員会の運営

○ 令和3年3月31日公表の「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、審査委員会と連携を図りながら全国統一の審査基準に沿った審査を実施するとともに、審査結果を国保中央会ホームページに公表することを通じて審査の可視化を図り、審査基準の適切な運用に努める。

○ 審査委員会、運営委員会、専門部会（7万点以上）及び再審査部会を毎月開催し、審査内容の協議や情報共有、審査方針の決定等を行い審査の充実に努める。

○ 審査委員の基幹会議である、全国国保審査委員会会長連絡協議会、地区別審査委員会会長会議及び全国常務処理審査委員連絡会議等へ参加し審査精度の向上につなげる。

② レセプトの事務点検・事務共助

医療費適正化の推進に向け、査定率の向上を目標に掲げ、質の高い審査事務共助を行うため、以下の取り組みを行う。

1) ICT の活用

- ・全国共通のコンピュータチェックの活用（効率的・公平な審査）
- ・医療機関の請求の傾向を捉えた審査（審査事務共助の強化）

2) 審査事務共助能力及び専門的知識の向上

- ・査定事例等の職員研修の実施
- ・国保中央会主催の審査担当職員研修への参加

(2) 療養費審査業務

① 柔道整復施術療養費の審査と適正化

- ・傾向審査を行うことによって、部位転がしや多部位請求等の施術所を特定し、専門部会に諮っている。その結果、必要に応じて施術所へ文書注意を行い、併せて、保険者等への情報提供を行う。
- ・厚労省の専門委員会等で議論されている、施術管理者へ確実に支払うための仕組みや、オンライン請求システムの導入も検討されていることから、今後も情報収集に努めていく。

② 療養費の審査業務

- ・療養費の審査業務については、県内保険者より委託を受け審査を行い、適正

化に努めている。

- ・あはき療養費審査委員会の拡充(あはき専門家の審査委員招聘)については、国が明確な審査基準を示した段階で取り組むこととしている。

2 保険者支援事業

(1) 保健事業に対する支援

① 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進

1) 保健事業支援・評価委員会による支援

本委員会では、主に国保ヘルスアップ(支援)事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の計画策定段階から事業目的、目標、評価指標の設定等について助言を行う。

また、評価指標の達成状況を確認し、実施方法や実施内容の軌道修正について助言を行うことで、保険者が自らPDCAサイクルに基づき、効果的・効率的な保健事業が可能となるよう支援を行う。

なお、本委員会の支援を求める保険者以外の保険者についても、オブザーバーとして参加し、協議の傍聴及び事業の取組み内容について意見交換が行える取組みを行っていく。

その他、各保険者が参照するために本会で取りまとめた支援・評価委員会助言事例集について、今後の助言も追加しながら適宜整理を行い、内容の充実を図っていく。

2) データヘルス計画の推進にかかる資料の提供

データヘルス計画の評価支援として、データ集の作成業務を令和6年度長崎県より受託し保険者へ提供した。データ集ではKDBシステムなどのデータを取り込み、自保険者では作成困難な他保険者との健診及び医療費データの比較及び、県内における自保険者の立ち位置を確認できるものとなっており、令和7年度も引き続き提供していく。

② 国保データベース(KDB)システム等データ活用の推進

1) KDBシステムの活用

各種研修会や保険者訪問支援において説明を行い、保険者のデータヘルス計画等に基づく保健事業実施に向けた支援の充実を図る。

2) 保健事業支援システムの活用

- ・KDBシステム突合CSVデータを活用し、KDBシステムでは抽出が困難な事業対象者の抽出を可能とする保健事業支援システムを市町国保および後期高齢者医療広域連合へ提供する。
- ・KDBシステムの活用支援と同様、各種研修会や保険者訪問支援において説明を行っていく。

③ 特定健診に関する業務

1) 受診率向上に向けた支援

- ・他都道府県保険者の好事例についての情報提供
- ・県が実施している「ICTを活用した特定健診受診率等向上対策事業(ナッジ理論に基づく受診勧奨等にかかる事業)」について、事業に必要な健診データやレセプトデータ等の提供
- ・長崎県保険者協議会による特定健診等の実施率向上対策
- ・テレビ・ラジオCMやインターネット動画共有サービスにおける広告等、特定健診受診促進にかかる広報の実施・特定健診未受診者にかかる特定健康診査情報提供事業の充実・強化

2) 特定健診等データ管理関連業務

特定健診等データ管理システムを利用した特定健診等データの処理、管理及び統計資料作成等を行う。

- ・特定健診等の費用決済処理等の各種電算処理
- ・特定健康診査等の実施状況報告(法定報告)にかかる支援(説明会開催等)
- ・特定健診等の受診券等の作成
- ・特定健診等データに関する統計資料の作成及び提供

(2) 国保保険者標準事務処理システムの運用支援

【国保保険者標準事務処理システム】

国保改革に伴う保険者事務が効率的に実施されるよう、国が主導的に「国保保険者標準事務処理システム(下記3システム)」を開発した。

① 国保事業費納付金等算定標準システム

長崎県からの委託を受け、「保険料収納必要総額の算出」や「市町毎の国保事業費納付金額及び標準保険料率の算定」を行う。

② 国保情報集約システム

資格情報連携チェック・オンライン資格確認で使用する資格情報の医療保険者等向け中間サーバーへの連携・世帯継続性の判定・管理・高額情報該当連携・管理・レセプトの資格確認及び各種共同事務処理に利用されている。令和6年4月にクラウド化された。

③ 市町村事務処理標準システム

資格管理、賦課、徴収、出納、給付業務に関する処理を行う。

令和4年2月の資格給付部会にて、長崎県のクラウド共同利用を実施しない意向が示され、各市町単位で導入検討することとなった。

(3) 保険者共同電算処理事業

以下の共同処理について、円滑な業務実施に努める。

- ① 国保共同電算処理業務
- ② (特別)高額医療費共同事業支援業務
- ③ 医療費・介護給付費通知書作成業務
- ④ 予防接種広域化事業
- ⑤ 後発医薬品使用促進通知書作成業務
- ⑥ 結核・精神抽出データ作成業務
- ⑦ 福祉医療費助成事業審査支払業務
- ⑧ 出産育児一時金等支払業務
- ⑨ 資格確認書の一括発行等業務
- ⑩ 高額療養費算定業務
- ⑪ 高額療養費勧奨通知作成業務
- ⑫ 高額療養費外来年間合算算定業務
- ⑬ 高額医療・高額介護合算療養費算定業務
- ⑭ 風しん抗体検査・予防接種支払業務

(4) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

「交通事故」「船舶事故」「ペットによる噛みつき」「食中毒」「闘争」等にかかる第三者行為の損害賠償請求権の行使に関する事務を実施する。

保険者での求償事案掘り起こしへ向けた支援策として、求償対象候補者一覧表の提供を行うとともに、医療機関・損害保険会社へ向けた求償事案届出に関する周知の強化に取り組む。

(5) レセプト二次点検共同事業

【費用対効果向上の取り組み】

- ① 二次点検支援システムの活用

点検項目の機械的チェックにより、効率的な疑義レセプトの抽出と点検レベル水準を確保する。また、点検項目の追加によって更なる費用対効果の向上を目指す。

- ② レセプト点検専門員の育成

専門的知識や経験による質の高い目視点検ができる点検専門員を育成するため査定事例等を活用した研修や情報の共有化等、専門的知識の向上を図る。

(6) その他の各種事業

- ① 広報共同事業

国保事業の普及・啓発を目的とし、マスメディア及びインターネット等を活用した広報事業を行う。

- ② 健康づくり支援

国保被保険者の健康づくりを推進するため、市町が行う健康まつり等に対して、

健康器具の貸出しを行う。

③ 統計資料の作成・提供

- 1) 医療費速報データ
- 2) 疾病分類統計資料
- 3) 目で見える長崎県の国保

④ 在宅保健事業みつば会の活動

健康劇、紙芝居や講話等により、市町の保健事業への支援を行う。また、会員の資質向上を図るため、研修会を開催する。

⑤ 長崎県市町村保健師会への支援

市町村保健師研修会を本会との共同開催で支援するとともに、役員会等へ出席し、市町村保健師と連携を図るとともに、ニーズの把握を行う。

⑥ 長崎県国民健康保険診療施設協議会（国診協）の運営

協議会会員施設と全国国診協との連絡調整を担い、県内においては長崎県国保地域医療学会を毎年開催する。

⑦ 国保総合システム最適化等への対応

1) 国保総合システムの最適化

国保総合システムについては、令和6年1月にクラウド化された。現在、機能面（機能の重複や活用していない機能の整理等）、非機能面（機器の保守や運用経費の適正化等）の2つの観点で最適化に向けた検討がされており、今後の動向を注視しながら適切に対応する。

2) 受付領域機能の共同利用

医療機関からのレセプト受付領域については、社会保険診療報酬支払基金から提供される基本資材（仕組み）を利用する形で共同利用する。

⑧ 国保ネットワークの整備

国保ネットワークでは、国保総合システムの標準機能を強化・補完するものとして、国保総合システム用端末を用いて、カスタマイズデータの提供やグループウェア・共有ファイルサーバーの共同利用を実施している。

⑨ 研修会等の開催

- 1) 保健事業等担当者研修会
- 2) 特定健診等担当者説明会
- 3) 糖尿病性腎臓病重症化予防セミナー（県と共催）
- 4) 高齢者の保健事業セミナー
- 5) データヘルス推進のための研修会（県と共催）
- 6) 長崎県国保運営協議会会長連絡協議会

- 7) 保険料(税)収納率向上対策研修会(県と共催)
- 8) 第三者行為求償事務研修会(県と共催)
- 9) 介護・障害者総合支援担当者説明会
- 10) 介護給付適正化システム等活用研修会(県と共催)
- 11) 初任者向け国保総合システム説明会
- 12) 国保実務担当者研修会
- 13) その他必要に応じて随時開催

3 介護保険関係事業

(1) 介護給付費等の審査支払業務

- ① 介護給付費等の審査支払事務については、県及び保険者との受給者情報、事業所情報等の授受など、連携を密にして迅速かつ適正に行う。
- ② 保険者が地域の実情に応じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払事務について、保険者ごとに異なるサービス内容等各種情報に基づき、適正に実施する。
- ③ 令和8年度の審査支払等システム機器更改のため、関係団体との連携を図り、円滑に実施できるよう対応する。

(2) 介護給付適正化事業への支援

「長崎県第6期介護給付適正化計画」並びに本会「中期経営計画」に基づき、保険者が取り組む介護給付適正化事業について、受託範囲の拡大も含め支援を行う。

- ① 適正化情報／医療情報との突合リストの提供
- ② 個別訪問等による活用研修の実施(県と共同)
- ③ 縦覧点検
- ④ 医療情報との突合点検
- ⑤ 介護給付適正化業務実態調査の実施
- ⑥ 介護保険者ニーズ調査の実施
- ⑦ 介護給付適正化情報及び分析手法に関する研修の実施

(3) 介護情報基盤を活用した新たな保険者支援の検討

令和8年4月から運用を開始する介護情報基盤について、その整備は保険者である市町が実施主体である地域支援事業に位置付けられており、介護情報基盤のデータ等を活用して、新たな保険者支援について検討する。

(4) 介護保険事務共同処理業務

保険者が行う介護保険の事務処理のうち、各保険者に共通する次の事務の一元的処理により、保険者事務の効率化を図る。

① 一般業務

- ・償還払給付額管理処理
- ・高額介護サービス費の支給額計算処理
- ・高額医療・高額介護合算サービス費算定処理
- ・原案作成委託料支払処理

② 特別業務

- ・主治医意見書料支払処理
- ・原案作成委託料支払処理
- ・介護給付費通知作成処理

(5) 介護サービス苦情処理業務

介護サービス利用者等から本会の苦情相談窓口寄せられる苦情相談・申立てについて、本会に設置している苦情処理委員会による審議結果をもとに、県・市町等関係機関と連携し、当該事業所への指導・助言を行い、介護サービスの質の向上に努めるとともに、利用者等の不安解消を図る。

(6) 本会の持つスキームやノウハウを活用した業務

年金からの保険料特別徴収に係る経由機関として、市町と年金保険者間での情報交換に係る事務処理を行うとともに、介護保険の補足給付に係る非課税年金情報及び年金生活者支援給付金の支給に係る所得情報の経由業務を行う。

また、令和5年度に開始された、「ケアプランデータ連携システム」においては、システム運用に係るライセンス料の徴収、及び電子証明書の発行業務を行う。

4 障害者総合支援法等関係事業

障害介護給付費等の審査支払事務について、令和7年度は審査支払等システムサーバ機器更改のため、委託電算会社と連携を図り、更改を円滑に遂行できるように対応したうえで、県・市町及び国保中央会と連携し、適正かつ効率的な審査支払事務を推進する。

また、保険者に共通する事務を一元的に処理することで事務の効率化や経費の節減が図られるよう、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児給付費の計算処理等を行い、円滑な業務運用に取り組む。